

2024年10月22日

振替申込み制度 廃止のお知らせ

公益社団法人愛知労働基準協会

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、2026年4月以降開催の講習より「振替申込み制度」を廃止することになりましたので、お知らせいたします。

当協会の各講習には、取消可能日を設定しております。取消可能日までは受講日の変更、受講のキャンセルをすることができますが、取消可能日を過ぎるとこれらの変更ができなくなります。

取消可能日以降に受講日を変更する場合は、有料による振替申込（振替申込み制度）をうけたまわっておりますが、2026年4月以降開催の講習よりこの振替申込み制度が廃止となりますので、ご承知おきくださいますようお願い致します。

敬具

◎変更内容

